

(案)

島根県新興感染症対応力強化設備整備費補助金交付要綱

(通則)

1. 島根県新興感染症対応力強化設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という。）に基づき、県と医療措置協定（法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）
（令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所が実施する設備整備事業）

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

| 1 区分 | 2 種 目 | 3 基 準 額 | 4 対 象 経 費 | 5 補 助 率 |
|------------------------------|---|--|---|---------|
| 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業） | 1) 簡易陰圧装置 2) 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 3) 簡易ベッド | 1) 1病床当たり 4,320,000円 2) 1台当たり 9,350,000円 3) 1台当たり 51,400円 | 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費 | 10分の10 |

(案)

| | | | |
|---|--|--|----------|
| 1) 検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置) 2) 簡易ベッド 3) HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) | 1) 1 台当たり 9,350,000 円 2) 1 台当たり 51,400 円 3) 1 施設当たり 905,000 円 | 発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) の購入費 | 10 分の 10 |
|---|--|--|----------|

(交付の条件)

5. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更 (ただし、軽微な変更を除く。) をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円 (民間団体にあっては 30 万円) 以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日 (事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日 (事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(案)

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

6. この補助金の交付の申請は、第1号様式による申請書を別途定める期日までに、知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別途定める期日までに、知事に提出して行うものとする。

(概算払)

8. この補助金は、知事が必要と認めた場合は概算払することができる。

(実績報告)

9. この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに第2号様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

10. 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

(その他)

11. 特別の事情により4、6、7及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則（令和6年4月1日感第864号）

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附則（令和7年〇月〇日薬第 号）

この要綱は、令和7年〇月〇日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。